

平成27年度第1回宍粟市総合教育会議議事録（要旨）

1 開会及び閉会の日時及び場所

平成27年6月3日（水）午前10時～午前10時40分
宍粟市役所 402会議室

2 会議に出席した者の職氏名

（構成員）市長 福元 晶三 教育長 西岡 章寿
教育委員 杉本 健三 弓削 ルリコ 田中 真人 金本 一二
（事務局）教育委員会事務局 教育部長 藤原 卓郎 教育部次長 榎谷 米男
教育総務課長 澤田 志保 教育総務課副課長 橋本 徹
企画総務部地域創生課副課長 西川 晋也
同部企画財政課副課長 小椋 憲樹 同部総務課副課長 安井 洋子

3 開会

（教育総務課長）定刻となりましたので、ただいまから第1回宍粟市総合教育会議を開催させていただきます。はじめに福元市長よりご挨拶を申し上げます。

4 あいさつ

（市長）おはようございます。早朝より教育委員会の審議お疲れさまです。また、本日、第1回目の総合教育会議を招集させていただきましたが、引き続きご出席いただき、お礼を申し上げます。さて、総合教育会議についてはご承知のように法律改正により4月1日から市長部局と教育委員会がより連携をする中で教育推進を図るということ、あわせて従来の教育委員の中での教育長選出から首長が直接任命することとなりました。去る6月1日の市議会で新教育長の任命同意議案を上程し議決をいただき、今朝ほど教育長任命辞令を交付したところであります。西岡教育長に対しても、引き続き格別のご支援ご指導をお願いします。

今回の総合教育会議の目的は、市長部局と教育委員会がこれまで以上により連携を深めて、円滑な教育行政の推進と同時に、同じ方向を向いて教育を推進していこうとするねらいであります。私もまさしくそのとおりに思っています。あわせて教育の中立性がいろいろ議論されていますが、それは当然のことであり、それを十分に担保しながら連携を深め、その中で市民の皆さんがこの町に住んでよかったな、住み続けたいなと思える、そんなまちづくりを推進していくことが大きなねらいだと考えています。是非、今後ともそういった方向でよろしく願いをしたいと思えます。いずれにしても教育課題はたくさんあると思えますが、是非、教育委員の皆さんを中心に教育行政を引っ張っていただけたらありがたいと思っています。私自身も市の全体の先頭として、委員さんと一緒に進めていきたいと思っていますので、今後ともよろしく願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

5 宍粟市総合教育会議運営規程（案）等について

（教育総務課長）総合教育会議については、市長より教育委員会事務局職員に補助執行させる事務となっており、教育総務課が会議の事務局をさせていただきますが、本日、市長部局から企画総務部総務課、地域創生課、企画財政課の職員も出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日が第1回目の会議ということで、事務局より宍粟市総合教育会議運営規定案等について説明させていただきます。本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定により地方公共団体の長である市長が設置することを含め、①所掌事務②会議の構成者③会議の招集者④会議の公開⑤会議録の作成の基本的なことは法律で定められています。また、法律の中で、会議の運営に関して必要な事項は会議で定めるという規定があることから、本日、運営規程、傍聴要領について事前にこの会議の中で確認をいただいた後、進めさせていただきますと考えています。

規程案第1条は趣旨、第2条～第6条までは法律に定められたとおりですので、第7条・第8条の確認をお願いします。法では会議録を作成し公表するように努めなければならないとし、それ以上の規定がないことから、まず第7条で会議録の作成内容について提案します。

市長は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した議事録を作成することとし、記載事項は①開会及び閉会の日時・場所②会議に出席した者の職氏名③協議・調整が行われた事項及び内容の要旨④前各号に掲げるもののほか必要と認める事項とし、その会議録は、会議の構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、市長並びに教育長が署名するものとしています。第8条は会議録の公表規定で、事務局に閲覧用を配置するとともに、インターネット（市ホームページ）での公表としています。ただし、会議を非公開と決定された場合は、その内容に係る部分の会議録の公開はしないこととしています。会議録の整理についてですが、教育委員会同様、発言者の氏名を表示することとさせていただきます。

続いて、会議傍聴要領案を提案します。第2条、傍聴者は受付簿に氏名・住所を記載し、指定する傍聴席で傍聴いただくこと、第3条では傍聴できない者、第4条で傍聴者の禁止事項、第5条で傍聴者の守るべき事項、第6条では会議が非公開と決定した場合は速やかに退場いただくこと、また、傍聴者が本要領の規定に違反する時は制止できること、さらに、議長の命令に従わない時は退場させることができるとしています。以上、総合教育会議運営規程（案）、総合教育会議傍聴要領（案）を提案させていただきます。

説明しました規程案等について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

《質問・意見なし》

（教育総務課長）質疑・意見がないようでしたら、規程案等について提案内容でご承認いただけますでしょうか。

《「異議なし」の声あり》

（教育総務課長）異議がありませんので、総合教育会議運営規程並びに総合教育会議傍聴要領は提案内容どおり決定させていただきます、本日6月3日からの施行とさせていただきます。資料の（案）の文言を削除をお願いします。

今後、会議の運営は規程に基づき行っていきます。運営規程第4条により会議の議長は市長があたることとなりますので、これより市長が会議を進行いたします。

(市長) 運営規程第6条の規定により、これより会議の公開し、傍聴を認めます。なお、事前に神戸新聞社より傍聴とともに、写真撮影を含めて取材の要請があり許可をしていますので報告します。

6 協議事項

(市長) これより協議事項に入ります。

(1) 宍粟市総合教育会議の概要について

(市長) (1) 宍粟市総合教育会議の概要について、事務局より説明してください。

(教育総務課長) 総合教育会議の概要について、宍粟市総合教育会議の概要版によりご説明いたします。1ページ1の概要と会議の位置づけ・構成員についてです。まず概要として、総合教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成・執行、また条例の提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長(市長)と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層、民意を反映した教育行政の推進を図ろうとすることが、その設置趣旨となっており、構成員は市長と教育委員会、その招集は市長が行いますが、教育委員会から招集を求めることもできます。また緊急を要する場合は市長と教育長のみで会議をすることも可能ですが、先に教育委員会の意思決定がされ教育長に一任されている場合はその範囲内で、そうでない場合は教育長は一旦保留して、教育委員会で再度検討し、あらためて市長と協議・調整を行うこととなります。

会議の構成員は市長と教育委員会で、対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけになっており、法1条の4第8項では、「総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、構成員はその調整の結果を尊重しなければならない」と規定されていますが、会議において調整がついた事項については、それぞれが尊重義務を負うものとなっております。しかし、市長と教育委員会それぞれの執行権限の一部を本会議に移して、会議の場で決定を行うといった決定機関ではないことについて確認をお願いしたいと思います。

続きまして、総合教育会議でどういったものを協議、調整していくのかということで、2ページ、3ページの方に記載しております。まず協議すべき事項の大きな柱の一つとして、大綱の策定に関する協議というのが、法律に定められております。今回の法改正において、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させるという観点から、大綱は市長が策定すると位置づけられています。教育委員会との合意までは必要としていませんが、策定の際には教育行政に混乱が生じないようにするために、市長と教育委員会との間で十分に協議し、調整を尽くすということが、法でうたわれているところです。

それでは、この大綱にはどのような事項を定めればいいのかということになりますが、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策について作成することを求めているものではありません。市には市の最上位計画である総合計画があり、教育委員会でも報告させていただきましたが、現在、平成28年度から10年間のまちづくりの方向性を示す指針となる第2次総合計画の策定中ですが、総合計画にうたわれている教育行政、また、教育委員会で策定している教育振興基本計画等各種計画との整合性を図りながら、この大綱を策定していくというような内容になってくると思っております。

続きまして、協議すべき事項の2番目ですが、教育を行うための諸条件の整備その他、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議ということでございますが、具体的にはどういったことを協議していくのかということで、3ページの方に想定される事項ということで、記載させていただいております。

一つには、学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など予算の編成、執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項を想定してまいります。二つ目には、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育、保育のあり方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童・生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、市長と教育委員会との事務連携が必要な事項を想定しています。ここに掲げる想定される事項というのは、例えば、来年度の予算編成に反映させるための市としての教育に係る重要な施策といったものを総合教育会議の中で協議していく内容になるかという想定をしているものです。三つ目として、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議ということがございます。これは、3ページの方に想定させる事項として、まず、児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項としましては、一つ目としていじめ問題により児童生徒等の自殺の発生した場合、二つ目として、通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合、そういった事項が該当すると想定されているところですが、本市では昨年11月に、市・教育委員会が一体となって、いじめ防止等の対策をすることとした「いじめ防止基本方針」を策定し、12月議会で「宍粟市いじめ防止対策推進条例」の議決もいただき、『いじめ問題連絡協議会』、また重大事態発生時には教育委員会の附属機関として『いじめ問題対策委員会』、市長が再調査を決定した場合、市長の附属機関として『いじめ調査委員会』を設置することを定めていますことから、本会議での協議は、それぞれの協議会・委員会での協議・調査後という想定をしています。

一方で、この総合教育会議で協議すべきでない事項というのが上げられております。2ページの方に(2)番として、協議になじまない事項として掲げています。先ほど、総合教育会議では、予算編成前に来年度の重要な施策について会議を開くということが考えられると申し上げましたが、教育委員会が所管する事務の重要事項すべてを協議・調整する趣旨ではないということは確認をお願いしたいと思います。また、教科書の採択や教職員の人事など、政治的中立性が高い事項、日常の学校運営に関する些細な事項などは、協議・調整をすべき事項ではないということで法律ではうたわれています。

次に4ページをお開きください。3の協議・調整の結果の尊重義務については、市長・教育委員会が調整・合意した事項については、お互いにその結果を尊重することとされており、法に定められた執行権限に基づいて、教育委員会、市長がそれぞれ判断することになります。会議における調整とは、教育委員会権限事務について、予算や条例提案など市長の権限に属する事務との調和を図ることとして進めていただくこととなります。4の会議の公開と議事録の作成・公表についてですが、会議は個人の秘密保持等の観点から会議で非公開と決するもの以外は公開とし、会議録も公表することとして確認いただいたとおりです。

以上が総合教育会議の概要になりますが、今後、総合教育会議をどういった形で進めていくかということで、5ページにおおよそ想定される開催について、案でございますが掲載させていただきました。まず、総務教育会議をどのくらいの頻度で行うかということですが、基本的には市長あるいは教育委員会が協議すべき事項ができた時、また緊急事態が生じた時など、随時開催されるものと考えていますが、まず教育に関する大綱を策定していく必要があります、今年度の協議事項としてスケジュールに盛り込んでいるところです。また、新年度予算への対応ということで、新年度の予算に反映させるために教育に関する重要施策の検討というのが考えられ、予算編成前の時期として10月頃と考えているところです。その他、緊急事態が発生した場合には、随時開催ということで、おおよその年間スケジュール案として提案させていただいております。また来年度以降については大綱に定めた内容の進捗状況等の報告・協議、さらに新年度予算編成に向けた重要施策の方向性の検討、緊急事態が発生した場合には随時開催ということで考えているところです。6・7ページには総合教育会議・大綱策定に関する法の規定条文を参考につけておりますので、ご覧いただければと思います。以上、総合教育会議の概要についてご説明申し上げます。

(市長) 協議すべき事項、協議すべきでない事項、その具体例、さらにこの会議はある意味自由な意見交換の場として活用できるというようなこと、また、年間スケジュールとしては基本的には年2回、今年度は初めてということで年3回ということをご提案しました。質問、ご意見がございましたらお願いします。

(杉本委員) 総合的な施策の大綱、策定に関する協議をこの会でするのですね。策定は市長がするということで確認していいのでしょうか。

(教育総務課長) 大綱は市長が策定することになりますが、その前段で、委員各位のご意見を十分にいただき策定したいと考えていますのでご意見をお願いします。

(杉本委員) 策定された大綱は直近の教育委員会等で委員に説明をうける形になるのでしょうか。

(教育総務課長) 大綱については、現在、教育委員会で策定している各種計画との整合も必要になってくるかと思えます。大綱は具体的・詳細なことを書くというイメージは国も持っておらず、市長の市政方針的なものと考えているものですが、策定した場合は教育委員会の中で報告することになると思えます。

(市長) 他に質疑はございませんか。

《質問・意見なし》

(市長) これで質疑を打ち切りますが、順次進めていく中でありましたら発言をお願いします。

(2) 教育・学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱に向けた今後の協議の進め方について

(市長) 教育・学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱に向けた今後の協議の進め方についてですが、大綱は、本来市長が定めるとなっていますが、私としては地域住民の意向を十分に反映した大綱を定めるという趣旨とともに、これまでの教育行政に支障がないようにするという両面の趣旨を踏まえて、現在、教育委員会が策定いただいている各種計画、例えば生き生きプラン、社会教育振興計画など、そういったものこれまでのものを踏襲することとし、そ

れも踏まえて大綱として位置付けることが望ましいのではないかと考えています。そういうことも踏まえて、現在、教育委員会で策定いただいている各種計画について事務局より説明をさせていただきます、議論を深めたいと思います。事務局より説明してください。

(教育総務課長) まず義務教育の振興に関する基本構想である「しその子ども生き生きプラン」ですが、10年間の基本構想、5年間の基本計画、実施計画の構成となっています。現在のプランは、平成20年8月に20年度から29年度までの10年間の基本構想と、20年度から24年度の5年間の前期基本計画、3年間の実施計画を策定しました。また、25年度から29年度までの後期基本計画は平成25年4月に策定しています。実施計画については3年間の計画を毎年見直して各種施策・取組を行っています。

次に、就学前教育・保育の構想として、平成25年1月に「しそこども指針」を策定しています。こども指針については計画期間の定めはもっていませんが、幼稚園指導要領などの改訂がある場合などは見直しもあると考えているところです。また、就学前の教育・保育のあり方ということで、「認定こども園における教育・保育の質の向上・充実のためのしくみ」と「宍粟市認定こども園運営ガイドライン」の2つのガイドラインも同じく平成25年1月に策定していますが、それについては必要に応じて随時見直しとしています。

次に、「社会教育振興計画」ですが、平成24年度から28年度の5年間の振興計画として平成24年3月に策定しており、それぞれの計画期間はまちまちとなっている状況です。

一方、市の最上位計画である総合計画ですが、は平成18年度から27年度の10年計画となっており、現在、平成28年度から37年度の次の10年間の第2次総合計画を策定中となっています。第2次総合計画の中の教育行政の構想も見据えながら、生き生きプランなどの各種計画を見直していくことになるであろうと考えています。

(市長) 事務局から現在の各種計画について説明しました。質問がありましたらお願いします。現在の各種計画は計画期間がまちまちだが、平成28年度から10年間の市総合計画は、めざすまちの将来像と、その実現に向けて取り組むこと(施策)を示すもので、市の大きな柱となるものであり、その計画年次にあわせて教育の次期各種計画を策定することは可能と考えていいのか。

(教育総務課長) 次期計画を期間を前倒して策定することは、今の時期からは難しいと考えています。次期の各種計画に総合計画の教育行政の基本構想を盛り込んでいくということになると考えています

(市長) 宍粟市も合併して10年が経過し、次の10年がスタートするが、それに合わせた総合計画であり、大きな目標が変わらないのであれば、せっかくなので同時期にスタートできたらということも考えています。こういう点からあわせることが難しい、あるいは、あわせる方が妥当だというようなことも検討して判断をお願いできたらと思います。

大綱について、別のものを定めるのか、今ある計画を読み替えるのか、その点についてはどうなのでしょう。

(教育総務課長) 策定内容については定められたものはありませんが、現在の教育計画を大綱として読み替えることは可能であり、他市町でそのようにされた例もあります。

(市長) 大綱については次回の会議で素案も示しながら議論をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

《「了承」の声あり》

(市長) それでは次回の会議で議論をお願いします。

7 その他

(市長) 今後の進め方ですが、7月に第2回総合教育会議を開催し、大綱を定める事項について協議・確認いただきたいと思いますよろしくお願いします。

《「了承」の声あり》

(市長) それでは次回会議は、7月23日(木)午前10時30分から開催させていただきます。

8 閉会

(市長) 以上で第1回宍粟市総合教育会議を閉会します。西岡教育長より閉会の挨拶をお願い致します。

(教育長) 第1回総合教育会議に全員出席していただき、ありがとうございます。本日は、総合教育会議の運営規程・傍聴要領、また、総合教育会議の概要、さらに会議の今後のスケジュールについて確認していただきました。

今後、市長部局と教育委員会がより連携することで、一層 民意を反映して宍粟の教育について語ることができ、取り組んでいけると思います。この会議が、さらに宍粟の教育の発展に繋がることを確認して本日の会議を閉じたいと思います。本日はありがとうございました。